

【2019 年度 報告会資料】



（目次）

なら消費者ねっと	P1
しずおか消費者ユニオン	P3
やまなし消費者支援ネット	P5
消費者ネット広島	P6
消費者支援ネット北海道	P7
消費者支援機構関西	P8
消費者機構日本	P11

2019 年度第 3 回助成事業報告会(2020.11.2) 資料

団体名 (予定報告者名)	特定非営利活動法人なら消費者ねっと (理事長・弁護士 北條正崇)
助成対象事案	結婚式場サービス運営業者の解約金の規定に関する改善の申入れ
対象となった 事案の概要	1 (株)ディアーズ・ブレインは全国各地で結婚式場を運営している事業者であり、奈良県内でも「KOTOWA 奈良公園」という名称で結婚式場を運営している。 同社と契約したという一般消費者から、結婚式場サービス契約の解約に関するトラブルがあったとして情報提供を受けたのがきっかけである。情報提供では、結婚式場サービス契約を締結し、申込金10万円を支払った。挙式は約1年5か月後であり、1年以上前にキャンセルしたが、約款に基づき、申込金10万円を取られた上に実費8万1000円を追加で請求されたというものである。 そこで、2019年8月29日、同社に対し、同社の「結婚式・披露宴会場のご利用に関する約款」の内容について問い合わせをしたうえで、その内容について検討したところ、高額過ぎると考えられる取消料(解約料)の定めがあり、消費者契約法第9条に抵触すると考えられたため、同年11月27日、同社に対し、以下のとおり、約款の内容について改善を申し入れた。 (1) 取消料(解約料)については、少なくとも以下のような基準に見直すこと。 ① 約款では、挙式予定日より起算して150日前までの取消については、キャンセルの時期にかかわらず、申込金全額と実費諸費用を取消料として徴収する内容になっているが、挙式予定日より起算して180日前までは、実質的な損害以外の料金を徴収しないこと。 ② 約款では挙式予定日の9日前のキャンセルから請求額の全額を徴収すると定めているが、請求額の全額を徴収するのは、挙式予定日の当日に限ること。 (2) 申込み後一定期間は取消しを可能とするクーリング・オフに相当する規定をもうけること。 この種の契約は消費者にとって数百万円規模の多額の費用が発生する契約になることが通常であり、式の実施にあたっては、当事者のみならず家族等の理解が必要になったり、職業によっては勤め先や取引先との日程調整もしなければならず、さらには消費者にとっては通常は一生に一度しか経験しない特殊な契約であるため、一定の熟慮期間を消費者に与える必要性は極めて大きい。

	2 当法人の改善申入れに対し、2019年12月23日、同社から当法人の意見や専門家等の意見を聞きながら、約款の変更のみならずサービスの改善に向けて今後に対応をしていく旨の回答書を受領した。 相手方から前向きな回答を得られたことから、2020年3月2日、当法人は、過去に奈良県内で結婚式場サービスを提供している13事業者に対して(約款の適正化を求める)「要望書」を送付した経験があったため、同社に対しても、当法人の「要望書」を送付するとともに、活動終了通知を送付した。
現在の状況	上記のとおり本事案の活動を終了しており、特になし
この事案が社会に与える効果・インパクト	結婚式場サービス契約における解約金に関するトラブルは、古くから続いている問題であり、結婚という人生の一大イベントの中でトラブルに見舞われた消費者にとっては経済的なダメージに加え、精神的なダメージも大きいトラブルである。 当法人では、2014年に奈良県内で結婚式場サービスを提供している13事業者に対して解約金に関するアンケート調査を行い、その結果を分析したうえで、2015年に、約款の適正化を求める要望書を送るとともに、ホームページや会報誌を通じて、一般消費者にトラブルの存在や解決方法について広報をした経験がある。 今回申入れを行った事業者は結婚式場サービスを全国展開する大手の事業者であり、同社と結婚式場サービス契約を締結する多くの消費者にとっては解約にまつわるトラブルを防止する効果があったと考えられる。 また、当法人では、本申入れの内容や結果をホームページや会報誌を通じて一般消費者に広報したが、ちょうど新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出もあって、社会的に結婚式の延期や解約に伴う消費者トラブルの存在がクローズアップされていた時期であり、結婚式場サービス提供事業者との解約トラブルに悩んでいたりと、これから結婚式場サービス契約の締結や解約をしようとする一般消費者や、結婚式場サービスを提供している事業者に対して、トラブルを予防し、あるいは解決を促進する効果を与えたものと考えている。

2019 年度第 3 回助成事業報告会(2020.11.2) 資料

団体名 (予定報告者名)	しずおか消費者ユニオン (理事長:宮下修一)
助成対象事業	1 学習塾事業 2 スポーツクラブ事業
1 (株)スプリックス (学習塾のフラン チャイザー)	当該会社が藤枝市内で配布していた広告について、以下の点で景表法に違反する疑いがあるので、貴社の見解をお聞かせ下さいとして、以下の問い合わせを行った。 ①静岡県内の公立中学校では、通常の学力テストが一科目につき50点満点であるのに「数学51点アップ」と実現不可能な記述がある。また、「1科目+20点の成績保証」についても現実的に達成できるか疑問である。また、「1科目」「成績が上がらなかったら」というのがいかなる場合を指すのかが明確ではない。 ②その他、チラシには以下の問題もある。 ア. 個別指導塾 No.1 との評価根拠が不明である。 イ. チラシ記載の講師が実際に藤枝校に在籍しているか不明である。 ウ. 藤枝市内及び周辺地域に実在しない明治中学校の女子生徒の写真を掲載して、「近隣の多くの学校の生徒さん」と表記していることの妥当性に疑問がある。
2 一般社団法人 アスルクラロスポ ーツクラブ	当該法人の会員規則が、以下の点で消費者契約法に違反する疑いがあるので、貴社の見解をお聞かせ下さいとして、以下の問い合わせを行った 規則第13条の「一旦納入した入会金・会費などは、どのような理由があっても返金はしない」という条項が消費者契約法第9条第1号にするのではないか。
現在の状況	1 2019/9/26 付で、当団体からの申し入れの該当部分について、冬期講習募集の広告から改善するとの文書が届き、2019/11/30 日までに藤枝市内で配布されていたチラシのみならず、他の市で配布されていたチラシについても改善が確認できたため、終了するものとした。 2 2019/9/20 付で、実際の運用に問題はないが、消費者契約法に抵触しないように改正するとの回答があったが、現在まで改善されていない。

この事案が社会に与える効果・インパクト	1 少子化で生徒獲得競争が激化している学習塾が紛らわしい表示をするのを防止することができるのではないか。 2 まだわからない。
---------------------	---

2019 年度第 3 回助成事業報告会(2020.11.2) 資料

団体名 (予定報告者名)	やまなし消費者支援ネット * 申し訳ありませんが、本日はすでに別の予定が入っており、参加できません。
助成対象事案	(1) マラソン大会 (2) 銀行カードローン
対象となった 事案の概要	(1) については、事故等一切責任を負わない規定について、「主催者側に…重大な過失…」記載の、「重大」を削除するなどに是正されました。しかし、「キャンセルは不可」条項については、是正されず、引続き是正を求める対応を継続中です。 (2) については、債務について、「相続の開始があった場合は、…直ちに債務全額を返済するものとする」規定について、削除を申し入れました。A銀行、B信用金庫ともに、本年4月1日をもって、削除となりました。
現在の状況	(1) 上記記載の通りですが、「ランネット」を活用しているため、「調整に手間取っています」。また、大会側も弁護士事務所を窓口にするなど対応を強化してきていますが、専門家同士でのやり取りは進めやすい点もあります。 (2) 2金融機関には終了通知を送付しました。
この事案が社会 に与える効果・イ ンパクト	(1) 主催者・参加者双方が、自己・病気、「キャンセル」等の対応について真剣に考えるようになり、トラブルを回避し、金銭被害にならないような対応強化につながる事。 (2) 債務者の死亡等による直ちに返済は、遺族への大きな負担となる恐れがあり、社会的に是正措置が必要という効果があること。

2019 年度第 3 回助成事業報告会(2020.11.2) 資料

団体名 (予定報告者名)	消費者ネット広島 (理事弁護士 風呂橋 誠)
助成対象事案	西本ハウス(建設業)
対象となった 事案の概要	広島市所在の株式会社西本ハウス(以下、「西本ハウス」という)は、消費者との間の戸建て住宅の建築請負契約締結に際し、以下の条項を含む約款を使用していた。 ① 工事目的物等の滅失毀損が、本条に基づく瑕疵であるか否かの点について争いがある場合、甲及び乙は一般社団法人日本公正技術者協会(以下、「協会」という)に瑕疵該当性の判断をすることを申し出ることができる。甲及び乙のいずれかより、本項の申し出がなされた場合、甲及び乙は一般社団法人日本公正技術者協会の瑕疵該当性に関する判断にしたがうものとする。 ② 甲又は乙が、第19条又は第20条に基づいて本契約を解除したときは、甲は違約損害金として工事請負契約書第2条の請負代金の総額の5%を乙に支払うものとする。 前記①の条項によると、西本ハウスが協会に申し出て、協会が「瑕疵でない」と判断した場合、消費者が、建物の瑕疵を主張・立証して提訴できなくなる可能性がある。また、前記②の条項は、解除の事由、時期等にかかわらず、請負代金総額の5%を一律に支払う義務を消費者に負わせるものである。 そこで、消費者ネット広島は、前記①と②の条項が消費者契約法第10条と第9条第1号に違反すると考え、2019年2月5日、当該約款の使用差止めを求める訴えを広島地方裁判所に提起した。
現在の状況	訴訟において、西本ハウスが前記①と②の問題点を解消する姿勢を示したため、裁判所を含めて条項案を協議し、2019年10月15日、和解成立。現在、西本ハウスは、協会の「加盟企業」に含まれていない。
この事案が社会 に与える効果・イ ンパクト	協会の「加盟企業」には、現在でも40社以上が加盟しており、全国的に同様の約款を使用していた可能性があり、本件訴訟における和解の効果は、全国の加盟企業にも影響を与えたものと思われる。

2019 年度第 3 回助成事業報告会(2020.11.2) 資料

団体名 (予定報告者名)	消費者支援ネット北海道 (弁護士 猪野 亨)
助成対象事案	レンタカー業者に対する約款条項の差止請求訴訟
対象となった 事案の概要	レンタカー業者が用いている約款の以下の差止請求を行った。 ●借受人が借受期間内に車を戻せなかった場合の賠償条項 消費者の帰責性を問わないため、10 条違反。 ●車の遺留品について保管義務を負わない条項 所有権侵害、自力救済であり、10 条違反。 ●借受人が事前の承諾なしに別の場所に返還した場合に「回送費 × 300」を払う旨の違約条項 9 条 1 号により無効、借受人の帰責性を問わないため、10 条違反。 ●車に貸渡前から瑕疵があり、借受人が借り受けない場合は、料金の返還のみで他の賠償は一切しない条項 8 条 1 項 2 号により無効 ●借受人使用中に第三者、レンタカー業者に損害を与えた場合の賠償条項 借受人の帰責性を問わないため、10 条違反。 ●借受人の約款違反による解除の場合には利用料金全額を返還しない条項 長期の契約など借入人に不利益が大きい場合があり、10 条違反 ●レンタカー使用中の破損等について借受人の帰責性を問わず賠償を負わせる条項 借受人の帰責性を問わないため、10 条違反。 ●備品のうちラジオ、CD 等に不具合があっても料金の返金、減額に応じない条項 8 条 1 項 1 号により無効
現在の状況	請求したもの、すべてについて変更され、それを前提に裁判上の和解が成立した。
この事案が社会 に与える効果・イ ンパクト	同時にレンタカー協会にも申し入れを行い、同協会及び加盟団体は任意の変更により一定改善されたが、多くのレンタカー業者が同協会に加盟していない。そのため、未加盟のレンタカー業者についても改善のきっかけになるものと思料する。

消費者支援機構関西 テーマパーク運営事業者に対する差止請求裁判

2020/11/2 KC's 事務局

■ 概要

相手事業者：合同会社ユー・エス・ジェイ

差止対象の規約

第3条：禁止行為について

1. お客様が、第三者にチケットを転売したり、転売のために第三者に提供することは、営利目的の有無にかかわらず、すべて禁止します。また、営利の目的として第三者にチケットを無償で譲渡することも禁止します。

同第8条：キャンセル、変更について

1. チケットの種別、理由の如何にかかわらず、購入後のキャンセルは一切できません。但し、法令上の解除または無効事由がお客様に認められる場合はこの限りではありません。

■ 当団体の主張

- ✓ 現状では、当日の利用ができなくなった場合に、規約上、消費者はチケット購入のために支払った費用を取り戻すことができない。
- ✓ USJ のチケットは多種多様であり、購入に慣れていない消費者であれば、誤購入を避けられない場合があります。また、USJ は、多くの利用者が訪れる日本有数の人気テーマパークであり、そのため、病気や怪我、スケジュールの変更といった購入後の事情変更がやむを得ず生じる場合が多々ある。
- ✓ 上記の規約はキャンセルと転売をいずれも禁止した結果、一旦チケットを購入した消費者が費用を取り戻す機会を全面的に奪っており、消費者の利益を一方的に害するもの。今回の訴訟では、キャンセルと転売を共に禁止する条項について差止を求めています。

※ 転売禁止条項の差止については、KC's としては、適正価格での譲渡を認めることを求める趣旨であって、不正転売の容認を求める目的は一切ない。

■ 経過

- 2016年9月 一般消費者より USJ でのチケットキャンセル時の取り扱いについて情報提供あり
- 2017年4月 合同会社ユー・エス・ジェイに対し「お問い合わせ」を送付
- 2018年12月 同社に対し「申入れ」を送付
- 2019年10月 同社に対し大阪地裁に差止請求訴訟を提起

現在 4 回の期日が行われています。

消費者支援機構関西 健康食品製造販売 16 社に対する申入れ活動

2020/11/2 KC's 事務局

■ 概要

相手事業者：消費者庁から措置命令を受けた「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売業者 16 社のうち自主的に返金を行った 1 社を除く 15 社

措置命令の内容

あたかも当該商品を摂取するだけで、誰でも容易に、内臓脂肪及び皮下脂肪の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでに腹部の痩身効果が得られるかのよう示す表示を行ったことが、景品表示法に違反する優良誤認表示を行っていたものと認定した（2017 年 11 月 7 日）。

■ 当団体の主張

本件表示の問題は、景品表示法に違反しているだけでなく、消費者契約法 4 条 1 項 1 号に定める「不実告知」に該当するものであり、本件表示を見た結果として、本件商品を摂取するだけで誰でも容易に内臓脂肪及び皮下脂肪の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでに腹部の痩身効果が得られるものと誤認して、当該商品を購入した消費者については、同号の規定によって購入契約を取り消して、すでに消費した分も含めて商品代金の返金を求めることができるものと判断。

■ 申入れの内容

- ① 措置命令の対象となった表示により対象商品を購入した消費者に対して
 - ア) 誤認して購入した場合は、すでに消費した分も含めて返金を求めることができる旨を個別に告知すること。
 - イ) 対象商品を購入した消費者から購入代金の返金を求められたときは、直ちにこれに応じるとともに、消費者の負担が少ない返金方法を提供すること。
- ② 当団体に対し①にかかる返金等の実施状況について定期的に報告すること。

■ 申入れの結果

- ① 11 社に購入者への個別通知と当団体への定期報告に応じていただきました。
 - ② 1 社は購入者への個別通知には応じませんでした、定期報告には応じました。
 - ③ 2 社は購入者への個別通知にも定期報告にも応じませんでした。
 - ④ 1 社は当団体の申入れに対し一切の回答がありませんでした。
- ※定期報告に応じた 12 社では、合計 16,566 名に対し購入代金の返金が行われました。

2019 年度第 3 回助成事業報告会(2020.11.2) 資料

団体名 (予定報告者名)	特定非営利活動法人 消費者機構日本 (専務理士 磯辺浩一)				
助成対象事案	大東建託 申込金返還 裁判外の実組				
対象となった 事案の概要	(端緒情報) アパート経営をしないかと営業があり、建築工事の申込(注文書を記入)をし、申込金(30 万円)を支払った。すぐに申込のキャンセルを申し出、30 万円の返金を求めたが、注文書には申込金の不返還条項があり、返金されなかった。 (協議経過) 1. 当機構は、大東建託に対し、上記申込金不返還条項の削除を申入れ、当該事業者は、これを下記のように是正した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>削除を求めた条項</th><th>是正後の条項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本注文が新築工事請負契約に至らなかった場合、申込金は御社で要した諸経費等に充当されるものとし、申込金の返金請求はしない事を承諾します。</td><td>貴社が新築工事請負契約の締結前に、費用の発生する地盤調査等を行うことを承諾します。本注文が新築工事請負契約に至らなかった場合、申込金は、地盤調査費用等に充当され、残額がある場合には、その残額が返還されることについて、貴社より説明を受けたことを確認します。また、その内容について承諾します</td></tr> </tbody> </table> 2. 当機構は、2016 年 10 月 1 日以降の契約者で、建築請負契約に至らず注文を撤回した方について、是正後の条項に従って返金をするよう、当該事業者等に要請した。しかし、当初、本件は消費者契約に該当しないとして返金対応を拒否していた。 3. そこで、当機構では、幅広く被害情報の提供を、消費者に呼びかけたところ、相応の報道が行われ、情報提供も多数寄せられ。その中には、消費者契約と考えられる事案も相当数あった。 4. その後、大東建託より当機構からの要請を受け入れ自主的に返金をする旨の回答が出された。その後の協議で、2016 年 10 月 1 日以前の契約者についても同様の対応が約束された。	削除を求めた条項	是正後の条項	本注文が新築工事請負契約に至らなかった場合、申込金は御社で要した諸経費等に充当されるものとし、申込金の返金請求はしない事を承諾します。	貴社が新築工事請負契約の締結前に、費用の発生する地盤調査等を行うことを承諾します。本注文が新築工事請負契約に至らなかった場合、申込金は、地盤調査費用等に充当され、残額がある場合には、その残額が返還されることについて、貴社より説明を受けたことを確認します。また、その内容について承諾します
削除を求めた条項	是正後の条項				
本注文が新築工事請負契約に至らなかった場合、申込金は御社で要した諸経費等に充当されるものとし、申込金の返金請求はしない事を承諾します。	貴社が新築工事請負契約の締結前に、費用の発生する地盤調査等を行うことを承諾します。本注文が新築工事請負契約に至らなかった場合、申込金は、地盤調査費用等に充当され、残額がある場合には、その残額が返還されることについて、貴社より説明を受けたことを確認します。また、その内容について承諾します				

2019 年度第 3 回助成事業報告会(2020.11.2) 資料

団体名 (予定報告者名)	特定非営利活動法人 消費者機構日本 (弁護士 鈴木 敦士)
助成対象事案	東京医大 共通義務確認訴訟
対象となった 事案の概要	学校法人東京医科大学(以下、当該大学)は、二次試験の小論文において受験生全員の得点に 0.8 の係数をかけた上で受験生の属性に従って加点するという得点調整を行っていましたが、<u>女性や多年浪人生に対しては 0.8 の係数をかけた後の加点がなされず、そのため女性や多年浪人生にとってその他の受験生よりも不利な選考基準となっていました。</u>そして、<u>このような選考基準があることを事前に一切告知しないまま受験生を募集し、入学検定料が徴収されています。</u> 当機構は、当該大学から上記のような選考基準を知らされなかったことにより、成績に応じて適正に合否が判定されると誤信して志願した方について、入学検定料の返還を当該大学に求めて、共通義務確認訴訟を東京地裁に提起しました。(2018 年 12 月 17 日)
現在の状況	2020 年 3 月 6 日判決により、相手方事業者の次の金銭支払い義務が認められました。 1.対象消費者 平成 29 年度・30 年度の受験生のうち、女性・浪人生(平成 30 年度は 3 浪以上)・高等学校等コード 51000 以上に該当する消費者で受験年度の 4 月 30 日までに二次試験の合格判定を受けなかった者 2.損害賠償の支払い義務が認められた範囲 入学検定料等、及び特定適格団体に支払うべき報酬・費用の相当額 ※受験に要した旅費及び宿泊費の共通義務確認については却下されました。 この判決が確定し、2020 年 7 月 10 日に簡易確定手続開始決定が出され、債権届出の期限が 11 月 10 日、認否の期限が 2021 年 1 月 25 日とされました。 この決定を受けて、当機構は 7 月 10 日から通知・公告を開始。手続参加の申し込み締め切りを 10 月 10 日としました。 締め切り日までに 565 名から手続参加の申し込みをいただき、現在、債権届出のための提出書類の最終確認等をすすめています。
この事案が社会 に与える効果・イ ンパクト	女性であることや浪人生であることなどといった属性で、選考基準を不利益にすることについての違法性が認められました。今後の大学医学部の入試のあり方について、一石を投ずることができた考えます。

	また、消費者裁判手続特例法（以下特例法）の改正に向けての課題も確認できています。例えば、①本件のような事案は一律に慰謝料を請求することができる事案と考えられますが、慰謝料請求が特例法ではできないこと、②本件では対象消費者がのべ 5200 名と考えられるところ、大学側が一次試験合格者しか住所情報を保管していなかったため、通知ができたのは約 600 名にとどまること。このような場合に費用をかけて公告ができればよいが、現在の制度では通知公告費用は原告側負担となっており難しいこと。③授權手続のために多くの資料提出が必要となっており、民事裁判 IT 化と平仄をそろえて、特例法の手続でも対象消費者が団体に対し授權申込を行う手続を IT 化することの検討
--	---

添付書類

判決の概要

通知書面（かがみ）

書面3 共通義務確認訴訟の確定判決の内容

出願年度	出願した試験の種別	属性（今回の手続に参加できる対象消費者）		
平成29年度	医学部医学科一般入学試験 あるいは 医学部医学科 センター試験利用入学試験	女性	浪人生 (1浪以上)	高等学校等 コード 51000以上
平成30年度			浪人生 (3浪以上)	

※但し、各出願年度の4月30日までに二次試験の合格判定を受けた者は除く。

入学検定料・受験票送料
送金手数料・出願書類郵送料
特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用

受験に要した旅費及び宿泊費

1. 訴訟要件

共通性・多数性の要件
満たしている。

共通性・多数性の要件
満たしている。

支配性の要件

いずれも定型的な費用であり、書証による審理が容易であるから、支配性に欠けるところはない。

支配性の要件

運賃・宿泊料の設定には個別性の高いものが含まれ一般的な資料による立証にも限界がある。また、対象消費者の住居地や交通事情で、宿泊費の相当因果関係が左右される。

個々の消費者の個別の事情に相当程度立ち入って審理せざるを得ず、簡易確定手続において内容を適切かつ迅速に判断することは困難であり、支配性が認められない。

2. 得点調整に関する説明義務

本件得点調整は…対象消費者を性別、年齢、社会的身分といった属性により一律に不利益に扱うものであり…憲法14条1項や大学設置基準2の2の趣旨等に反するものであって、対象消費者との関係で違法である疑いが極めて強い。

出願者は、事前に学生募集要項やアドミッション・ポリシー等で説明されていない以上は、性別、年齢、社会的身分等によって一律に不利益に扱われることはないとの期待を有しており、同期待は単なる事実上の期待にとどまらず…出願者と大学との間の法律関係の前提となり、法的保護に値するものと評価できる。

東京医科大学は、学生募集要項やアドミッション・ポリシー等により、その属性を入学試験の評価において考慮する旨を告知すべき信義則上の義務を負う。

東京医科大学が、学生募集要項やアドミッション・ポリシー等において、属性の考慮につき事前に説明していなかったにもかかわらず、密かに得点調整を行っていたことは、対象消費者との関係では、不法行為上違法との評価を免れない。

3. 損害及び因果関係

対象消費者の大部分は、属性に基づく得点調整が事前に判明していれば、東京医科大学に出願しなかったものと推認するのが相当である。

入学検定料等は出願に必要な不可欠な費用であり、説明義務違反と相当因果関係を有する損害である。特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用も、弁護士費用と同様に、簡易確定手続において相当因果関係が認められる範囲で損害と認めるべきである。

請求認容
(東京医大は説明義務違反による
不法行為に基づく損害賠償義務がある)

訴え却下
(今回の手続では請求不可)

判決の主文

1 被告が、別紙対象消費者目録1の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。

(1) 入学検定料、受験票送料、送金手数料及び出願書類郵送料、並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

(2) 前記(1)の損害賠償支払義務に係る金員に対する、別紙対象消費者目録記載1の

(1) アの対象消費者については平成29年1月24日から、別紙対象消費者目録記載1の

(1) イの対象消費者については平成29年1月13日から、別紙対象消費者目録記載1の

(1) ウの対象消費者については平成30年1月23日から、別紙対象消費者目録記載1の

(1) エの対象消費者については平成30年1月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

2 原告のその余の請求に係る訴え(受験に要した旅費及び宿泊費に係る共通義務の確認を求める部分)を却下する。

3 訴訟費用はこれを4分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

別紙対象消費者目録

1 下記(1)のいずれかの入学試験に出願し、入学検定料及び受験票送料を支払った下記(2)のいずれかに該当する消費者であって、(1)ア及びイについては平成29年4月30日までに、(1)ウ及びエについては平成30年4月30日までに、二次試験の合格の判定を受けなかった者

(1) ア 平成29年度の医学部医学科の一般入学試験

イ 平成29年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験

ウ 平成30年度の医学部医学科の一般入学試験

エ 平成30年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験

(2) (1)ア及びイの入学試験について

ア 女性

イ 浪人生

ウ 高等学校等コードが51000以上

(1)ウ及びエの入学試験について

ア 女性

イ 3浪以上の浪人生

ウ 高等学校等コードが51000以上

2 (今回の返金には関係がないため省略)

不正入試の入学検定料が戻ってきます。

東京医科大学 平成29年度平成30年度
入学検定料等返還手續参加のご案内

(参加締め切りは~~9月20日~~10月10日
※締め切りを伸ばしました。)

本件の問合せ先及び提出書類送付先
特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
〒102-0085東京都千代田区六番町15
主婦会館プラザエフ 6階
電話 03-5212-3066、FAX 03-5216-6077
本件問合せ用メールアドレス tokyoidai@coj.gr.jp
※問い合わせ対応時間は、
平日 10時30分～16時

ご案内の趣旨 (含む事案の概要)

平成29年度及び平成30年度の東京医科大学の医学部医学科入学試験において、女性・浪人生（平成30年度は3浪以上のみ）、高等学校コード51000番台以上といった属性の者に対し不利益な選考が行われていました。

そのことを明らかにせず入学試験を実施したことについて、消費者機構日本は、東京医科大学を被告とし、それらの属性に該当し、合格しなかった志願者への**入学検定料等（一般入学試験6万円、センター利用4万円、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料）**の返還義務を確認する訴訟（共通義務確認訴訟）を提起していました。その結果、原則として、東京医科大学に入学検定料等の返還義務があることが確認されました。

（個々の消費者の事情によりその金銭支払請求に理由がない場合を除く）

以下、対象となる消費者の方々が、入学検定料等の返還を受けるための手續に参加する方法をご案内するものです。

この手續に参加できるのは、対象となる消費者（受験・志願した方）ご本人です。

本事案で入学検定料等の返還が受けられる方（対象消費者）

下表①～④のいずれかの入学試験の入学検定料等を支払い、下表⑤～⑩のいずれかに該当する消費者であって、下表の試験の種類①②については平成29年4月30日までに、同③④については平成30年4月30日までに、二次試験の合格の判定を受けなかった者。（二次試験の合格の判定を受けなかった事情としては、「入学検定料を支払ったが一次試験を受けなかった」「一次試験で不合格だった」「一次試験は合格したが、二次試験を受けなかった」「二次試験で不合格だった」といった場合が考えられます。）

※「属性による不利益な選考が行われていることを知っていたとしても受験した。」と考える方は除かれます。

試験の年度	試験の種類	該当する属性
平成29年度の 医学部医学科	①一般入学試験	⑤女性 ⑥浪人生 ⑦高等学校等コードが51000 以上（高等学校卒業認定試験等、外国の学校等、文科大臣の指 定した者、認定、在外教育施設、専修学校の高等課程）
	②センター試験利用入学試験	
平成30年度の 医学部医学科	③一般入学試験	⑧女性 ⑨3浪以上の浪人生 ⑩高等学校等コード が51000以上（⑦に同じ）
	④センター試験利用入学試験	

例1 女性で、平成29年度、平成30年度の2年間すべての試験を受けたが合格しなかった方は、①+⑤、②+⑤、③+⑧、④+⑧にそれぞれ該当しています。

例2 浪人生で、2浪目で平成29年度の一般入学試験をうけ、3浪目で平成30年度の一般入学試験を受けたがいずれも合格しなかった方は、①+⑥、③+⑨にそれぞれ該当しています。

本事案で返金が期待される額

**入学検定料（一般入学試験6万円、センター試験利用4万円）
受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料
それらの額に対する年5分の遅延損害金**

※本件の判決では、手続きに参加する消費者が当機構に支払う費用・報酬（以下、費用・報酬という）についても、東京医大に請求できるとされていますが、費用・報酬のうち請求が認められる額は、まだ確定していません。

費用・報酬のうち、東京医大に請求できない額については、消費者の方々の負担になります。

（費用・報酬の全額の予定は、次ページを参照ください。）

当機構にお支払いただく費用・報酬の見込み
 ～手続に参加する時点で、お支払い頂く必要はありません。～

下表の①と②の合計額を、回収金分配時に控除します。

名目及び金額の見込み	説明
手続参加の費用 ①届出債権1個の場合10,400円 ～届出債権4個の場合13,400円 (いずれも上限額) ※請求の対象となる入学試験の数 ごとに印紙代が1,000円かかりま す。その費用を含んだ金額です。	第1段階目の共通義務確認訴訟から、2段階目に参加した方々の債権を裁判所に届 け出るまでの費用を、手続に参加する方々に均等にご負担いただくものです。 手続に参加する方の人数を424名と仮置きし算定しています。これより人数が多 くなればお一人当たりの負担は低くなっていきます。 (費用・報酬規程第3条)(授權契約書第3条(1)) 債権届出の際の印紙代(債権1個につき1,000円)も含まれていますが、その債権 が確定した場合は、この印紙代は相手方の負担となります。
債権届出より後の手続に関する費 用及び報酬 上記「手続参加の費用」に加え、 ②分配額の20%(上限額)を、 分配時に控除します。(現時点で の費用見通しによるものです。)	当機構が2段階目に参加した方々の債権を裁判所に届け出た後、相手方からの認 否が示され、それに対して当機構が意見を述べます。そのうえで、裁判所が債権額 の決定を行います。債権額が決定されたのち、その額を東京医大から回収し、当機 構が皆さんに分配します。 これらの手続費用と、当機構の報酬の合計額が「債権届出より後の手続に関する 費用及び報酬」となります。(費用・報酬規程第4条)(授權契約書第3条(2))

本件では、東京医大から当機構が回収した金員を、手続に参加した方々に分配する際に、費用・報酬を
 控除する方法をとります。手続に参加する時点で、お支払いいただく必要はありません。

ただし、2段階目の結果、分配できる金員がない方でも、上記「手続参加の費用」はお支払い頂くことに
 なりますので、あらかじめご了承ください。(授權契約書第3条(1))

なお、異議後の訴訟に至った場合には、別途費用報酬が加算されます。(授權契約書第3条(4))

今後のスケジュールの見通し

- 10月10日 手続参加申込期限(当機構への書類提出)
- 10月12日～10月末頃 債権届出のため、授權契約を当機構と
取り交わした方との確認業務
- 11月10日 当機構から裁判所への債権届出の締め切り
- 2021年1月25日 相手方による認否の届け出期限

(※以降は、スケジュールの見通しが、現時点ではたっておりません。)

相手方より認否が行われた債権について、裁判所は、当機構及び相
 手方に対する審尋を経て、簡易確定決定(認否が行われた個人別の債
 権額の決定)を行います。

その後、確定した債権の全額について、当機構が相手方から支払い
 を受け、授權した消費者に分配します。

対象消費者から提供を受けた 個人情報の取り扱い

本契約の目的を達成するためにのみ使用します。
その目的のために、第三者に提供するのは以下
のような場合です。

1.債権届出に際して、氏名・住所・書類3「ご自身が本
件対象消費者であることを証する書面」（以下「本件
証する書面」という。）への記載事項について、裁判
所並びに東京医科大学及びその代理人に提示します。

2.本件簡易確定手続及び異議後の訴訟において本契約
の目的を達成するために必要な範囲で、対象消費者か
ら提供を受けた個人情報を、当機構の代理人に提供し
ます。

3.通知書面の送付を委託する場合、その委託先に氏
名・住所を提供します。

4.債権額が確定し、相手方から回収した金員を分配す
る際には、振り込み手続に係る金融機関にご指定の口
座の情報を提供します。

同封書面

閲覧書類（合本）

- 書面1「手続参加（当機構への授權）の方法」
- 書面2「被害回復裁判手続の概要」
- 書面3「共通義務確認訴訟の確定判決の内容」
- 書面4「費用・報酬規程」

提出書類（分冊）

- 提出書類 1 「授權契約書」 2通
- 提出書類 2 「授權証明書」 2通
- 提出書類 3 「ご自身が本件対象消費者であること
を証する書類」
- 提出書類 4 「本人確認書類貼付用紙」
- 提出書類 5 「説明を受けたまたは説明不要の確認書」

その他

- 「提出時チェック表」「返信用封筒」

2019 年度第 3 回助成事業報告会(2020.11.2) 資料

団体名 (予定報告者名)	特定非営利活動法人 消費者機構日本 (弁護士 鈴木 敦士)
助成対象事案	順天堂大学 共通義務確認訴訟
対象となった 事案の概要	順天堂大学医学部の平成 29 年度及び平成 30 年度の入学試験において、<u>女性及び浪人生に対する不利益な合否判定基準を設けていたことが明らかにされています。</u>(第三者委員会による平成 30 年 12 月 3 日付「緊急第一次報告書」) 具体的には、平成 29 年度及び平成 30 年度の入学試験のうち、①一般 A 方式においては、一次試験で女性及び浪人生に不利益な合否判定基準が、二次試験では全ての女性に不利益な合否判定基準が設けられていました。②一般 B 方式、③センター独自併用及び④センター利用においては、二次試験で全ての女性に不利益な合否判定基準が設けられていました。また、第三者委員会の調査によれば、このような方法を採用することにつき何ら合理的な理由も存在しませんでした。 当機構は、当該大学から上記のような選考基準を知らされなかったことにより、成績に応じて適正に合否が判定されると誤信して志願した方について、入学検定料の返還を当該大学に求めて、共通義務確認訴訟を東京地裁に提起しました。(2019 年 10 月 18 日)
現在の状況	第 1 回期日(2020 年 1 月 10 日) 口頭弁論 ①被告の答弁書による陳述 「請求の却下・棄却を求める。請求の原因に対する答弁及び被告の主張は次回期日までに準備書面を提出する。」 ②原告の意見陳述 第 2 回期日(2020 年 2 月 27 日) 口頭弁論 ① 被告の準備書面 1 による陳述 ②原告から準備書面等の提出なし。次回、被告の準備書面に対する反論を行う予定。 ～この間、コロナ禍の影響で期日が開かれず～ 第 3 回期日(2020 年 10 月 15 日) 弁論準備期日(非公開) ① 被告の準備書面(2)による陳述。 ② 原告の準備書面(1)による陳述。 ③次回期日は 12 月 24 日(木)午前 10 時～。弁論準備期日のため非公

この事案が社会に与える効果・インパクト	東京医科大学事案でも同じことが言えますが、本件のように1名あたりの請求額が6万円程度といった事案は、通例、個々人が訴訟提起を考えることはなく、いわゆる泣き寝入りをしていたような請求額といえます。消費者裁判手続特例法により、このような額でも訴訟を提起することができたことは、同法の意義を明らかにするものです。 また、東京医科大学訴訟同様、本件訴訟の経験を通じて、消費者裁判手続特例法（以下特例法）の改正に向けての課題を明確にできると考えます。
---------------------	--

添付書類

順天堂大受験料等返還請求訴訟 請求の構成（概要版）

http://www.coj.gr.jp/trial/pdf/topic_191018_01_02.pdf

順天堂大受験料等返還請求訴訟 請求の構成(概要版)

I 主位的請求

請求の趣旨と理由の骨子	対象消費者
入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の損害賠償の支払義務確認 募集要項において、女性であることや浪人年数等を理由に不利益な取扱いを行う可否判定基準を設けていることを明らかにせずに入試試験を実施することは、社会的相当性を逸脱する違法な行為といえ、被告は不法行為責任を負う。	1.平成30年度一般A方式に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生であって平成30年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:女性725名、浪人生828名) ※女性で浪人生という人もいますが、内訳は不明です。そのため、対象消費者の総数は女性の人数と浪人生の人数の単純合計とはなりません。以下、3.5.7も同様です。 2.平成30年度一般B方式、センター独自併用又はセンター利用のいずれかに出願し、入学検定料を支払った女性であって平成30年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:807名) 3.平成29年度一般A方式に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生であって平成29年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:女性748名、浪人生845名) 4.平成29年度一般B方式、センター独自併用又はセンター利用のいずれかに出願し、入学検定料を支払った女性であって平成29年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:845名)

II 予備的請求

請求の趣旨と理由の骨子	対象消費者
1.入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務確認 女性であることや浪人年数等を理由に不利益な取扱いを行う可否判定基準を設けることは「公正かつ妥当な方法」とはいえず、被告の裁量を逸脱する違法なものといえ、被告は不法行為責任を負う。	5.平成30年度一般A方式に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生であって、一次試験を受験した者のうち、平成30年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:女性725名、浪人生828名) ※一次試験の受験者数は不明なので出願者数によります。 6.平成30年度一般B方式、センター独自併用又はセンター利用のいずれかに出願し、入学検定料を支払った女性であって、二次試験を受験した者のうち平成30年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:88名) ※二次試験の受験者数は不明なので一次試験の合格者数によります。
2.入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の債務不履行による損害賠償の支払義務確認 大学設置基準に違反していることは入学試験受験契約の債務不履行に当たる。	7.平成29年度一般A方式に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生であって、一次試験を受験した者のうち、平成29年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:748名、浪人生845名)※一次試験の受験者数は不明なので出願者数によります。 8.平成29年度一般B方式、センター独自併用又はセンター利用のいずれかに出願し、入学検定料を支払った女性であって、二次試験を受験した者のうち平成29年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:110名) ※二次試験の受験者数は不明なので一次試験の合格者数によります。

主位的請求と予備的請求における対象消費者の範囲の違い(1)

一般A方式(対象は女性及び浪人生)

※主位的請求

募集要項において、女性であることや浪人年数等を理由に不利益な取扱いを行うという合否判定基準を明らかにしていなかったという不法行為

一次試験
出願者

※予備的請求

- ①女性であることや浪人年数等を理由に不利益な取扱いを行う合否判定基準を設けたことは不法行為
- ②大学設置基準に違反していることは入学試験受験契約の債務不履行

一次試験を受験した者

受験した年度
の4月末まで
の合格者

主位的請求と予備的請求における対象消費者の範囲の違い(2)

一般B方式、センター独自併用、センター利用(対象は女性)

※主位的請求

募集要項において、女性であることを理由に不利益な取扱いを行うという合否判定基準を明らかにしていなかったこと

一次試験
出願者

※予備的請求

- ①女性であることを理由に不利益な取扱いを行う合否判定基準を設けたことは不法行為
- ②大学設置基準に違反していることは入学試験受験契約の債務不履行

二次試験を受験した者

受験した年度
の4月末まで
の合格者